放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、18都道府県の35人について、強制執行による放送受信料の回収の申立書を、その所在地を所管する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる支払督促や判決等が確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただけない状況です。9月21日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 18都道府県 35人

(東京都3・神奈川県2・千葉県1・埼玉県4・長野県1・山梨県1・大阪府3・京都府2・兵庫県3・奈良県2・福岡県4、長崎県2・鹿児島県1・ 佐賀県1件・秋田県1件・北海道2・徳島県1・香川県1) 数字は人数

- ※鹿児島県、秋田県での強制執行申し立ては初。
- ※予告日は平成24年6月12日および平成24年9月21日